

国家戦略特区における追加の規制改革事項等について（抄）

平成 29 年 2 月 21 日
国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 国家戦略特区について、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）などに基づき、また、指定した特区の区域会議や全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、必要な規制改革事項を追加する。
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。

3. 子育てに係る環境の整備など、社会保障・働き方の充実

- ◇ 我が国経済社会の持続的発展に必要不可欠な社会保障制度の実現のため、子育てに係る環境の整備や働き方などに関する以下の規制改革事項について、今国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込む。

（3）多様な働き方のための「テレワーク推進センター（仮称）」の設置

- ・ テレワークの普及を促進し、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備するため、国と地方自治体とが連携して、企業に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター（仮称）」を、区域会議の下に設置する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案要綱 (抄)

第一 国家戦略特別区域法の一部改正 (改正法第一条関係)

二 雑則

1 情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、情報通信技術利用事業場外勤務(在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であつて、情報通信技術を利用して行うものをいう。)の活用を支援することにより、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内に事業場を有する事業主若しくは国家戦略特別区域内に新たに事業場を設置する事業主又はこれらの事業主が雇用する労働者に対し、情報通信技術利用事業場外勤務に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。 (第三十七条の二関係)

第三 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第二の二及び第二の三の改正規定は、公布の日から施行すること。（改正法附則第一条関係）